

# 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（国土交通省関係）

## （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

○ 労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや妊娠した労働者等の就業環境の整備等を行う。（育児・介護休業法・男女雇用機会均等法は船員にも適用されるため、厚生労働省と共に国土交通省も所管。）

### 1. 育児休業・介護休業に係る制度の見直し（育児・介護休業法関係）

※船員については、厚生労働大臣の権限を国土交通大臣に読み替えて適用

主な改正事項		現行	改正案
多様な家族形態・雇用形態に対応するための改正	育児休業の対象となる子の範囲の拡大	法律上の親子関係がある子のみ対象	養子縁組が予定されている者(※)も対象に追加 ※特別養子縁組の監護期間中にある養子となる者 及び養子縁組里親に委託されている者等
	育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和	当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であって、その養育する子が1歳に達する日を越えて引き続き雇用されることが見込まれる者（当該子が2歳になるまでに労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかかな者を除く。）	当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であって、その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その労働契約（更新した場合には、当該更新後のもの）が満了することが明らかでない者
介護離職の防止に向けた改正	介護休業の分割取得の創設	要介護状態ごとに1回、通算93日まで	同一の要介護状態であっても3回を上限として、通算93日まで
	介護休暇の取得単位の見直し	1日単位での取得	半日単位での取得を可能とする

### 2. 妊娠した労働者等の就業環境の整備（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）

※船員については、厚生労働大臣の権限を国土交通大臣に読み替えて適用

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。

#### （参考）その他の改正 ※厚生労働省 単管

- （1）失業等給付に係る保険料率の見直し（徴収法関係）
- （2）高年齢者の希望に応じた就業機会の確保及び就労環境の整備（雇用保険法、徴収法、高齢法関係）

スケジュール 閣議：平成28年1月29日 公布：平成28年3月31日 施行：平成29年1月1日